

一般送配電事業者の情報漏えい事案を踏まえた 人事規制の在り方について

第94回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和6年2月29日(木)



本日の内容について

- 令和5年6月16日の**閣議決定**において、規制改革実施計画が定められた。
- このうち、電力システムに係る見直し事項の一つに、新電力の顧客情報の情報漏えい・不正閲覧事案(以下「情報漏えい事案」という。)を踏まえた一般送配電事業者の中立化のための措置として、「一般送配電事業者の中立性を確保する観点から、経済産業省は、一般送配電事業者の役職員について、特定関係事業者との間での人事交流(出向・転籍等)の適切な在り方について検討する」ことが盛り込まれた。
 - ※上記の太字及び下線は事務局において付した。
- また、その実施時期については、「令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置とする」とされた。
- 一方、一般送配電事業者(以下、「一送」という)と特定関係事業者 (親会社、子会社等のグループ) との間における人事規制については、電気事業法等により、一定の措置が講じられているが、今般の規制改革実施計画の策定を踏まえ、人事規制の在り方と検討の進め方について御議論いただきたい。

現在の人事規制(兼職規制)について(1) (一送の取締役・執行役及び従業者による役員等への兼職規制)

- 電気事業法では、①一送の取締役・執行役が、その特定関係事業者の取締役・執行役その他業務を執行する役員(以下、「取締役等」という。)又は従業者に兼職することと、②一送の従業者が、その特定関係事業者の取締役等を兼職することをそれぞれ制限している(電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合を除く)。【法第22条の3第1項】
- なお、前記の競争環境を阻害するおそれがない場合とは、電気事業法施行規則(以下)省令」という。)第33条の4において以下の内容のいずれかに該当する場合と定められている。
 - → 一送において、兼職を行う者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一送が営む託送供給及び電力量調整供給の業務等のうち、小売・発電・特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合
 - 一送の特定関係事業者において、兼職者が小売・発電・特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

前記(1)の趣旨について

- 前記(1)の兼職規制は、**電気供給事業者間の適正な競争が阻害される事態を防止 するため**に定められたものであり、以下のような趣旨と考えられる。
 - ①② 一送の取締役等に関する兼職規制【法第22条の3第1項】

一般送配電事業者の取締役、執行役が特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員 (以下「取締役等」という。) 又は従業者を兼ねる場合や、一般送配電事業者の従業者が特定関係事業 者の取締役等を兼ねる場合、これらの者が特定関係事業者の利益を図ることにより、電気供給事業者の 間の適正な競争関係が阻害されるおそれがある。例えば、一般送配電事業者の取締役が特定関係事業者 である発電事業者の取締役を兼任している場合、本来中立的な意思決定が求められる供給計画(送配電 投資計画)の決定に関して、自らが取締役を務める発電事業者の発電投資計画を考慮しながら当該供 給計画(送配電投資計画)の決定を行い、当該発電事業者を他者に比して競争上有利にする おそれがある。このため、一般送配電事業者の取締役、執行役が特定関係事業者の取締役等又は従業者を兼ねて はないらないこととした。

(出典:2020年度版電気事業法の解説)

現在の人事規制(兼職規制)について(2) (従業者における特定送配電等業務と特定関係事業者業務との兼職制限)

- 前記(1)の兼職規制以外でも電気事業法では、③一送が、特定関係事業者の業務の運営に重要な役割を担う従業者(※1)を、自身の特定送配電等業務に従事させることと、④特定関係事業者が、当該一送が営む特定送配電等業務の従業者を、自身の業務の運営に重要な役割を担う従業者(※1)として従事させることを制限している(電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合(※2)を除く)。【法第22条の3第2項、法第23条の2第1項】
 - ※1 小売電気事業者・発電事業者・特定卸供給事業者それぞれの従事者であって、これらの事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの等。
 - ※2 競争環境を阻害するおそれがない場合については、規定の必要性がないため、現時点においては省令で定めていない。
- なお、特定送配電等業務とは、省令第33条の5において、電気供給事業者間の適正 な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として、 以下の内容のいずれかに該当する場合と定められている。
 - ▶ 非公開情報を入手することができる業務
 - 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、 発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの(※)
 - ※<u>適取GLでは</u>、系統運用に関する業務(<u>給電指令等)、送配電設備の停止計画・設備計画</u>等に関する業務、<u>託送供</u> 給契約に関する業務(契約期間等の調整、代表者契約者制度の取扱いに関する調整等)、<u>発電</u>事業者・<u>小売</u>事業者 等<u>からの申請や問合せ対応</u>業務等が示されている。

前記(2)の趣旨について

- 前記(2)の兼職規制についても、電気供給事業者間の適正な競争が阻害される事態を防止するために定められたものであり、以下のような趣旨と考えられる。
 - ③ 特定関係事業者の従業者との兼業規制【法第22条の3第2項】

一般送配電事業者が、小売電気事業者等の行動に影響を与え得る非公開情報を知り得る業務等の中立性の確保が特に必要な業務(特定送配電等業務)に、特定関係事業者たる小売電気事業者の営業業務を統括する責任者等の重要な役割を担う従業者を従事させた場合、当該従業者が当該業務を通じて知り得た情報を自己の小売電気事業者の営業業務等に利用することで、他者に比して競争上有利になるおそれがある。このような事態を防止するため、業務の性質上、一般送配電事業の運営において中立性を確保することが特に必要な業務に、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者等の重要な役割を担う従業者を従事させることを原則として禁止することとした。

④ 特定関係事業者が一送の従事者をその従事者として従事させることの制限【法第23条の2第1項】

一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する従業者を、当該特定関係事業者の重要な役割を担う従業者として小売電気事業や発電事業等に従事させる場合、これらの者が、一般送配電事業者の従業者として得た情報を利用すること等により当該特定関係事業者の利益を図ることによって、電気供給事業者の間の適正な競争関係が阻害される可能性がある。例えば、特定関係事業者である発電事業者が、一般送配電事業者の供給計画(送配電投資計画)に関わる業務に従事している者を自身の発電投資計画に関わらせた場合、当該従業者が、自らが従事する一般送配電事業者の送配電投資計画を考慮し、他の発電事業者に比してより効率的な発電投資計画を策定することが可能になり、当該発電事業者が競争上有利になるおそれがある。このため、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該特定関係事業者の業務運営上重要な役割を担う者として従事させることを禁止することとした。

(出典:2020年度版電気事業法の解説)

現行の人事規制(兼職規制)について(3)

● 現行の兼職規制を一覧表に整理すると以下のとおり。

		特定関係事業者(グループ内の発電事業・小売事業・特定卸供給等)		
		取締役等	重要な役割を担う従業者	その他の従業者
	取締役等	法第22条の3第1項前段で 一送の取締役等が兼職することを規制(原則禁止、例外(※)あり)		
	特定送配電等業務に従事する従業者	法第22条の3第1項後段で 一送の従業者が兼職することを規制 (原則禁止、例外(※)あり)	法第22条の3第2項及び 法第23条の2第1項 で兼職を規制	兼職規制なし
	その他の従業者		兼職規制なし	兼職規制なし

※電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合(省令の定めあり。)には兼職できる。

法第22条の3第2項及び法第23条の2第1項で兼職を規制する範囲

法律での規定内容 省令での規定内容

		特定関係事業者(グループ内の発電事業・小売事業・特定卸供給等)で 重要な役割を担う従業者
		当該発電・小売・特定卸業務の運営における 重要な決定に参画する管理的地位 にあるもの
一般送配電事業者で 特定送配電等業務に 従事する従業者	②非公開情報を入手することができる業務、⑤送・変・配電業務のうち、小売・発電・特定卸事業に影響を及ぼし得るもの	法第22条の3第2項及び法第23条の2第1項で兼職を規制

参考:電気事業法(抜粋)(1)

※以下の関係条文の太字及び下線は事務局が付したもの

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

- 第二十二条の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者 (一般送配電事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。) <u>、親会社</u> (同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。) <u>若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等</u> (同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。) <u>に該当する小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者の経営を実質的に支配していると認められる者</u>として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。) <u>の取締役、執行役その他業務を執行する役員</u> (以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「<u>取締役等</u>」という。) 又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。) の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 四 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気 事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経 済産業省令で定める要件に該当するもの

(以下略)

参考:電気事業法(抜粋)(2)

※以下の関係条文の太字及び下線は事務局が付したもの

- (一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)
- 第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電 等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。 ただし、電気供給事業者間の適正 な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 四 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

参考:電気事業法施行規則(抜粋)

※以下の関係条文の太字及び下線は事務局が付したもの

10

(特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件)

第三十三条の三 法第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、<u>当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者</u>の親会社等(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四十四条の三及び第四十五条の二の十三において同じ。)(当該一般送配電事業者に該当するものを除く。)[に該当する者であることとする。

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

- 第三十三条の四 法第二十二条の三第一項ただし書の**電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合**として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 一般送配電事業者において、兼職 (法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。) <u>を行う者</u> (以下この条において「兼職者」という。) <u>が非公開情報</u> (当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第三十三条の九及び第三十三条の十五において同じ。) <u>を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整</u>供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合
 - 二 <u>一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上</u>の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送配電等業務)

- 第三十三条の五 法第二十二条の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に 必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 非公開情報を入手することができる業務
 - 二 <u>託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>に影響を及ぼし得るもの(重要な役割を担う従業者)

(重要な役割を担う従業者)

- 第三十三条の六 法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業 務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、**発電事業者の従業者**であって、**発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管** 理的地位にあるものであることとする。
- 3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、**特定卸供給事業者の従業者**であって、**特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定** <u>に参画する管理的地位にあるもの</u>であることとする。
- 4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

今後の兼職規制の在り方(現行の兼職規制の改定の考え方①)

- 情報漏えい事案においては、特定関係事業者における不適切な情報の閲覧・業務利用が明らかになり、業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある者に限らず、個々の従業員が情報を業務利用することで、他の小売電気事業者との関係で不公平な状況が生まれたものであった。そして、その不公平な状況の度合いとしては、営業行為に利用する場合のみならず、非公開情報が閲覧できることを知った上で、(規模の大小の差はあれど)組織的に顧客対応に利用した場合に、特に大きいものと認められ、そうした事業者にはより厳しい処分を実施したところ(令和5年3月31日「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案に係る報告書」)。
- このような事実関係を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の建議(令和5年6月 29日付)を通じ、経済産業省において、「特定関係事業者が」非公開情報をその小 売・発電・特定卸業務に利用することを禁止行為として規定する旨の省令改正手続 を実施中。

電気事業法施行規則改正案(経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為)

第三十三条の十四 法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める 行為は、次に掲げるものとする。

一 <u>一般送配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報</u>(当該一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報のうち、第三十三条の六の二第一号及び第二号に掲げる情報、当該一般送配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報並びに法第三十七条の三第一項の規定に基づき提供された情報を除く。) **を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用すること**。

二 (略)

今後の兼職規制の在り方(現行の兼職規制の改定の考え方②)

- 前頁の規定の実効性を人事の仕組みの面から担保する観点からは、一送において「非公開情報を入手可能な業務」(省令において特定送配電等業務として規定)に従事する者が、特定関係事業者において組織的に非公開情報の業務利用を実施させ得る立場を兼職することについて、兼職の禁止範囲に追加することが必要ではないか。
- 具体的には、(現行規定において兼職が規制されている「業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある者」に加えて) 電力取引・営業業務や計画策定業務を現に実施する箇所において、契約者情報を管理する立場にある者が上記の立場に当たり得るのではないか。
- 電気事業法は、特定関係事業者の「業務の運営において重要な役割を担う従業 者」に限定して、一般送配電事業者の「非公開情報を入手可能な業務」等(特定送 配電等業務)との兼職規制を課し、その範囲を省令に委任しているが、特定関係事 業者の小売・発電・特定卸事業においてその契約者情報を管理する立場にある者につ いては、今般の一連の情報漏えい事案を踏まえ禁止行為として規定した非公開情報 の業務利用を防ぐ上では、業務運営上重要な役割を担うものと考えられ、兼職の禁 止範囲に追加することは許容されるのではないか。

今後の兼職規制の在り方(現行の兼職規制の改定案)

以上を踏まえ、今後の兼職規制について、一送の特定送配電等業務に従事する従業 員と兼職することが禁止される、特定関係事業者の発電・小売・特定卸の業務運営 に重要な役割を担う従業員の対象範囲に、「電力小売営業業務、電力取引業務、 電源開発計画策定業務の実施箇所において契約者情報を管理する地位にある者」 **の内容を追加する**(以下にイメージを掲載)こととし、省令の一部を改正することについ て、 当委員会から経済産業大臣に対して建議することとしてはどうか。

<現在>

一般送配雷事業者

特定送配電等業務(※)に従事する 従業員

- (※) 省令33条の5及び適取GL48頁 記載の業務
 - ①系統運用関連業務
 - ②送配電設備計画関連業務
 - ③託送供給等契約関連業務 など

上記以外の従業員

兼職可

兼職可

兼職禁止

上記以外の従業員

特定関係事業者

発電・小売・特定卸の業務運営に重 要な役割(※)を担う従業員

(※) 省令33条の6記載の地位= 小売・発電・特定卸供給事業の業務 の運営における重要な決定に参画す る管理的地位

<改定案>

一般送配雷事業者

特定送配電等業務(※)に従事する 従業員

- (※) 省令33条の5及び適取GL48頁 記載の業務
 - ①系統運用関連業務
 - ②送配電設備計画関連業務
 - ③託送供給等契約関連業務 など

特定関係事業者

発電・小売・特定卸の業務運営に重 要な役割(※)を担う従業員

(※) 省令33条の6記載の地位= A)小売・発電・特定卸供給事業の業 務の運営における重要な決定に参画 する管理的地位

B電力小売営業業務・電力取引業 務・電源開発計画策定業務の実施筒 所において契約者情報を管理する地 位にある者

兼職可

兼職禁止

ト記以外の従業員

上記以外の従業員

人事交流について(1) (現行の一送と特定関係事業者間の人事交流に関する規律)

- 一送と特定関係事業者との間における人事交流(出向・転籍等)については、電気 事業法及び関係法令において規定はなく、適正な電力取引についての指針(以下、 「適取GL」という。)において、「社内規程により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい」と示されている。
- これは、過去に法的分離後の人事交流に関する規律について検討がなされた際、役職員の人事異動の制約が、労働者の基本的な権利に対する制約に当たることから、憲法上の要請を踏まえた規制範囲について検討された結果、このような法の建付けとなったものである(後掲:経済産業大臣及び内閣法制局第四部長による国会答弁を参照)。
- これらを踏まえ、一送各社においては、ネットワークサービスセンター、中央給電指令所、設備計画の所管部署といった契約情報及び系統情報が直接的に集約されている部署から、当該一送の親会社の小売、電力取引、電源開発等の所管部署への直接の人事異動を実施しない旨の自主規制を課している。

一般送配電事業者

ネットワークサービスセンター、中 央給電指令所、基幹系統計画の策定 業務を実施する箇所 一送の自主規制

人事異動禁止

特定関係事業者

電力小売営業業務・電力取引業務・ 電源開発計画策定業務の実施箇所の 従業員

参考: 適取GL及び国会答弁(抜粋)

<参考1:適取GL(抜粋)>

- (2) ネットワーク運営の中立性の確保
- (2) 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制 ③一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流
- ○公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
 - 一般送配電事業者は、その特定関係事業者(認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。)との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。
- (2) 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等
 - ③一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者との人事交流
 - ○公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
 - 一般送配電事業者の特定関係事業者は、一般送配電事業者との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の 人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、 社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。
- く参考2:宮沢洋一経済産業大臣(当時)による発言(平成27年6月4日参議院経済産業委員会)>
 人事異動の制約につきましては、その後の政府部内における検討の結果、労働者の基本的な権利に対する制約でもあり、抽象的かつ広範に規制することは不適切と判断をいたしました。
 このような経緯から、今回の法案には人事異動や再就職を・・・規制する規定は設けておりません。
- 〈参考3:高橋康文内閣法制局第四部長(当時)による発言(平成27年5月13日衆議院経済産業委員会)〉 職業選択の自由につきましては、憲法第二十二条第一項において保障されておりますところ、現在の法律案のように、必要性を 踏まえた合理的な範囲で最小限の制限を課す規定となったものというふうに承知しております。・・・ガイドラインが具体的にどのようなものになるのかについては承知しておりませんので、確たることは申し上げられませんが、法律案におきまして必要性を踏まえた上で 合理的な範囲での規制となっておるというふうに承知しておりますので、法令以外の手法をもちましてこれを超えた規制を行うことは適当ではないというふうに考えております。

参考:一送の行動規範に含める望ましい事項

第33回制度設計専門会合(平成30年9月20日) 資料9より抜粋

16

各一般送配電事業者及びその特定関係事業者の行動規範に含めることが望ましい内容について

- 各一般送配電事業者及びその特定関係事業者の行動規範には、以下のような措置を含めることが望ましいのではないか。
- 各一般送配電事業者及びその特定関係事業者は、法的分離までに行動規範を策定し、それに以下が含まれているかを監視等委員会が確認し、そうでない場合には、その合理性について、この場で説明を求めることとしてはどうか。

①従業者の人事交流に関する措置

例)情報の目的外利用等をより確実に防ぐため、送配電において発電・小売事業に参考になり得る非公開情報を知り 得るポストに従事している者が、グループ内の発電・小売事業者等における非公開情報を活用できるポスト(小売 の営業部門等)に直接異動する人事交流は行わないこと。

②取締役等の人事交流に関する措置

- 例)情報の目的外利用等に加え、グループ内の発電・小売等を優遇する等の差別的取扱いをより確実に防ぐため、一般送配電事業者において会社の業務執行を決定し中立性確保に責任を有する立場にある取締役及び執行役については、上記①の措置に加えて、グループ内の発電・小売等の取締役等に異動する人事交流は行わないこと。
- (注)「異動する」には、一定期間を経過せずに上記ポストに就任することを含むとするのが適当。電気事業法に基づく兼職禁止の例外とされた送配電の取締役及び執行役については、本措置の対象とする必要はないと考えられる。

③透明性の確保のための措置

- 例) 一般送配電事業者において上記①、②に該当する者がグループ内の発電・小売事業者等に異動する人事交流を行う場合には、その内容について、対外的に公表すること。
 - (注) 監視等委員会は、各社の状況をフォローし、中立性が確実に確保されるか疑念が持たれる事例があった場合に は、説明を求める等の対応を行う。

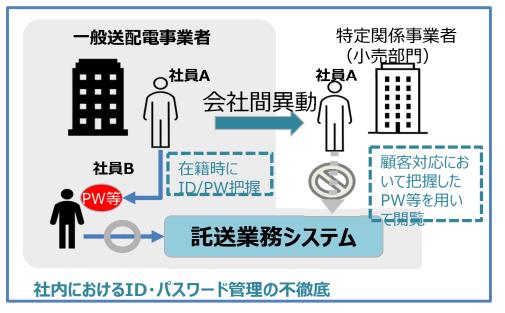
人事交流について(2) (関係事業者からの意見聴取について)

- **前記の立法経緯**を踏まえると、一送と特定関係事業者間の人事交流に関して、法令 又は法令以外の手法をもって規制による制限を加えることには慎重さが求められる。
 - ※ 人事に係る規制が労働者の基本的な権利に対する制約であるところ、人事交流については、一送の業務において現に情報を入手可能な者が特定関係事業者の業務に携わることになる兼職と異なることからすると、人事交流に法的制約を課す場合にはより高度の必要性が認められるべきことも考慮する必要がある。
- 一方で、情報漏えい事案の再発防止を確保する必要があることから、各一送とその 特定関係事業者間における人事交流に関連した情報漏えいの防止について、業務 改善計画等を踏まえてそれぞれ実施中の対応とあわせて、次回の制度設計専門会合 において、各社の考え方を聴取することとしてはどうか。

参考:一連の情報漏えい事案と人事交流の関係性

- 一連の情報漏えい事案において、人事交流に関連して起こった事案は、いずれも特定 関係事業者の一部の従業員が、一送に所属していた際に知り得たID・パスワードを用 いて、慣習的に又は顧客対応業務において利用するために、一送の管理する情報シ ステムにログインし、同システムの保有する情報にアクセスしていたもの(下図参照)。
- こうした事案は、人事交流に関連して起こった事案ではあったものの、従業員個々人の法令遵守意識の向上や、人事異動時のシステムのID・パスワード変更や当該従業員のID・パスワードに紐付く権限の廃止といったITガバナンス上の措置を講ずることによっても防止可能と考えられるところ。(こうした措置は、各事業者に業務改善命令等において、その強化を求めている。)

(例①)



(例②)

